

改正案	現行
<p>第一条 （略）</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。） 第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、 他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、こ の省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除く ほか、情報通信技術利用法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平 成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に 関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署 名をいう。</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術利用法第三</p>

条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

ハ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(適用範囲)

第三条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

別表(第三条関係)

法令名	条項
地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)	第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項

第三条 (略)

別表(第三条関係)

法令名	条項
地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)	第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項

(略)	(略)	<p>及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第二項、第二百三十二条の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する場合を含む。）、第二百四十四条の二第七項（市町村の合併の特例に関する法律第四十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百四十五条の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九条、第二百五十条第二項、第二百五十条の四、第二百五十条の六、第二百五十条の十三第一項から第三項まで、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十九第二項、第二百五十一条の二第一項、第四項及び第七項、第二百五十一条の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十三項、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第七項、第二百五十二条の二十一の三第一項及び第六項、第二百五十二条の二十一の四第一項、第二百五十二条の三十二第一項並びに第二百六十一条第四項</p>
(略)	(略)	<p>及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第二項、第二百三十二条の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する場合を含む。）、第二百四十四条の二第七項（市町村の合併の特例に関する法律第四十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百四十五条の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九条、第二百五十条第二項、第二百五十条の四、第二百五十条の六、第二百五十条の十三第一項から第三項まで、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十九第二項、第二百五十一条の二第一項、第四項及び第七項、第二百五十一条の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十三項、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第七項、第二百五十二条の三十二第一項並びに第二百六十一条第四項</p>